

鹿児島県特別職報酬等審議会

第2回 説明資料



令和8年10月
鹿児島県総務部人事課

目次

第 1 回審議会での議論の要旨	1
論点 1 知事の給与の改定試案（①給料、②期末手当、③退職手当）	2
論点 2 副知事の給料及び議員の報酬の改定試案	6
論点 3 副知事及び議員の手当の改定試案	7
総 括 本県特別職の報酬等に係る改定試案の総括及び改定時期	9

第1回審議会での議論の要旨

論点1 本県知事の給料の額の改定について

- 知事の給料の額について、財政規模が類似する団体との均衡が図られるよう引き上げる方向で進めるとの意見で集約。

論点2 本県知事の期末手当及び退職手当の水準見直しについて

- 知事の一任期当たりの給与総額について、財政規模が類似している団体との均衡が図られるよう、給料の額の改定に併せて、退職手当や期末手当の水準を見直す方向で進めるとの意見で集約。

⇒ 次回2回目は、答申案のとりまとめに向けて、事務局から具体的な改定試案を示すこととし、審議終了。

その他の御意見

- 副知事の給料や議員の報酬について、知事との較差率も議論の対象とすべき。

論点 1：知事の給与の改定試案 ①給料

- 財政力指数Dグループ（11団体）における知事の平均給料月額が1,256,545円（令和8年4月時点）
- 本県知事の給料について、これと同額程度の**1,256,000円**に改定してはどうか。

〔参考〕 財政力指数別にみた都道府県知事の給料月額

財政力指数	団体名	給料月額	順位
F	1.211	東京都	1,517 [2]
B1	0.878	愛知県	1,450 [3]
	0.863	神奈川県	1,450 [3]
	0.754	大阪府	1,520 [1]
	0.751	千葉県	1,390 [8]
	0.743	埼玉県	1,420 [6]
	0.683	静岡県	1,349 [13]
B2	0.636	福岡県	1,350 [12]
	0.636	茨城県	1,380 [10]
	0.622	兵庫県	1,340 [14]
	0.619	栃木県	1,370 [11]
	0.610	群馬県	1,310 [21]
	0.607	宮城県	1,340 [14]
	0.602	広島県	1,389 [9]
	0.581	京都府	1,413 [7]
	0.574	三重県	1,300 [24]
	0.549	滋賀県	1,320 [18]
	0.538	岐阜県	1,340 [14]
	0.529	岡山県	1,290 [30]
	0.527	長野県	1,292 [29]
	0.519	福島県	1,320 [18]

平均
1,446千円

平均
1,340千円

財政力指数	団体名	給料月額	順位
C	0.498	石川県	1,300 [24]
	0.468	新潟県	1,326 [17]
	0.466	富山県	1,300 [24]
	0.463	北海道	1,450 [3]
	0.459	香川県	1,310 [21]
	0.451	山口県	1,290 [30]
	0.448	愛媛県	1,320 [18]
	0.423	熊本県	1,240 [40]
	0.421	福井県	1,300 [24]
	0.416	奈良県	1,214 [46]
	0.403	山梨県	1,250 [38]

平均
1,300千円

財政力指数	団体名	給料月額	順位
D	0.391	大分県	1,243 [39]
	0.380	沖縄県	1,230 [45]
	0.374	山形県	1,289 [34]
	0.363	岩手県	1,290 [30]
	0.361	青森県	1,260 [35]
	0.361	佐賀県	1,260 [35]
	0.360	宮崎県	1,240 [40]
	0.357	鹿児島県	1,240 [40]
	0.346	長崎県	1,260 [35]
	0.336	徳島県	1,300 [24]
	0.329	和歌山県	1,210 [47]
E	0.327	秋田県	1,240 [40]
	0.282	鳥取県	1,237 [44]
	0.275	高知県	1,310 [21]
	0.275	島根県	1,290 [30]

平均
（本県を除く）
1,256千円

Dグループ
平均との差額
約▲16千円

論点 1：知事の給与の改定試案 ②期末手当

- 本県知事の期末手当の加算割合は「20%」であるが、47都道府県中41団体（約9割）において「45%」としている。
- 本県知事の期末手当の加算割合について、多くの団体で採用されている「**45%**」に見直してはどうか。

	現 行	見直し後（案）
①給料月額	1,240,000円	1,256,000円 （改正後）
×	×	×
②支給月数	3.5月	3.5月
×	×	×
③加算割合	1.20（20%加算）	1.45（45%加算）
期末手当額	5,208,000円 〔全国45位〕	6,374,200円 〔全国38位〕

〔参考〕全国都道府県における知事の期末手当の加算割合（令和8年4月時点）

期末手当の 加算割合	団体数	うち、財政力指数の類似団体
45%	41団体	〔青森、岩手、秋田、山形、 和歌山、徳島、佐賀、長崎、 大分〕
40%	1団体	
20%	5団体	（宮崎、 鹿児島 、沖縄）

論点 1：知事の給与の改定試案 ③退職手当

- 財政規模類似団体における退職手当の支給割合は平成 23 年当時、本県知事と同程度の 65% であったのに対し、本年 4 月時点では 55%。
- 退職手当について類似団体との均衡を図る観点から、財政力指数が本県と同じ D グループ（11 団体）における知事の平均退職手当額：33,547,824 円と同程度の水準となるよう、支給割合を「55%」に見直してはどうか。

〔参考〕 財政力指数が D グループの団体における知事の退職手当額との比較（令和 8 年 4 月時点）

団体名	財政力指数	退職手当額
鹿児島県	0.357	39,679,999 円
大分県	0.391	32,874,864 円
沖縄県	0.380	29,520,000 円
山形県	0.374	32,792,160 円
岩手県	0.363	40,248,000 円
青森県	0.361	33,264,000 円
佐賀県	0.361	33,264,000 円
宮崎県	0.360	38,688,000 円
長崎県	0.346	31,449,600 円
徳島県	0.336	31,200,000 円
和歌山県	0.329	32,989,440 円
秋田県	0.327	32,736,000 円

$$\begin{array}{lcl}
 \text{退職手当額} & = & \text{①給料月額} \times \text{②在職月数} \times \text{③支給割合} \\
 39,679,999 \text{ 円} & = & 1,240,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月} \times \underline{2/3} \\
 \\
 33,158,400 \text{ 円} & = & 1,256,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月} \times \underline{55\%} \\
 & & \text{(改定後)}
 \end{array}$$

平均
33,547,824 円

(参考) 知事の一任期当たりの給与総額

- 前述のとおり、給料の増額改定に併せて、期末手当及び退職手当の水準見直しを行う場合、知事の一任期あたりの給与総額は118,943千円（全国38位）となる。

⇒ 財政力指数Dグループにおける知事の一任期当たりの平均給与総額（118,766千円）と同程度の水準

〔参考1〕知事の給料改定に併せて、期末手当及び退職手当を見直す場合の一任期当たりの給与総額

	給料（月額）	期末手当（年額）	退職手当（任期满了）	一任期当たりの給与総額
現 行 (A)	1,240,000円 【全国40位】	5,208,000円 (加算割合： <u>20%</u>) 【全国45位】	39,679,999円 (支給割合： <u>2/3</u>) 【全国9位】	120,031,999円 【全国29位】
改定後 (B)	1,256,000円 【全国38位】	6,374,200円 (加算割合： <u>45%</u>) 【全国38位】	33,158,400円 (支給割合： <u>55%</u>) 【全国30位】	118,943,200円 【全国38位】
増減 (B-A)	+ 16,000円	+ 1,166,200円	▲6,521,599円	▲1,088,799円

〔参考2〕財政力指数別にみた都道府県知事の一任期当たりの給与総額

財政力指数のグループ			平均給与総額
F	1.0以上	東京都	161,730千円
B 1	0.7以上1.0未満	愛知県など5団体	136,081千円
B 2	0.5以上0.7未満	静岡県など15団体	130,609千円
C	0.4以上0.5未満	石川県など11団体	122,458千円
D	0.3以上0.4未満	大分県など12団体	118,766千円
E	0.3未満	鳥取県など3団体	118,367千円

〔※Dグループに位置づけられる本県の財政力指数は
全国40位〕

論点 2：副知事の給料及び議員の報酬の改定試案

- 知事以外の特別職について、現行の知事の給料月額に対する割合（※）は、副知事・議長が約8割、副議長は約7割、議員は約6割となっており、全国平均と同程度の水準。

〔（※）知事以外の特別職の報酬等については、改定前の知事との較差率を用いて改定してきており、本県で最初に報酬等審議会を開催した昭和42年以降、その較差率に変動なし。〕

- これまでと同様、副知事の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬については、改定前の知事の給料との較差率を用いて改定してはどうか。

（例）副知事の場合：1,256,000円（改定後の知事の給料）×78.2%（較差率）＝ 982,000円 ※千円未満切り捨て

〔参考〕知事の給料月額に対する割合

職 名	現 行 (A)	知事の給料に 対する割合 (較差率)	全国平均
知 事	1,240,000円		
副 知 事	970,000円	78.2%	78.3%
議 長	970,000円	78.2%	77.5%
副 議 長	870,000円	70.2%	69.2%
議 員	780,000円	62.9%	63.8%

改定前の知事の
給料との較差率
に基づき改定し
た場合



改定後 (B)	増減 (B-A)
1,256,000円	+ 16,000円
982,000円	+ 12,000円
982,000円	+ 12,000円
881,000円	+ 11,000円
790,000円	+ 10,000円

論点 3：副知事及び議員の手当の改定試案

期末手当

- 本県副知事及び議員の期末手当について、その算定に用いる加算割合や支給月数は知事と同じであり、全国都道府県においても基本的に知事に準じた取扱いとしている。
- 本県副知事及び議員の期末手当の加算割合について、知事と同様、多くの団体（約 9 割）で採用されている「**45%**」に見直してはどうか。

退職手当

- 本県副知事の退職手当について、類似団体との均衡を図る観点から、財政力指数が本県と同じ D グループ（11 団体）における副知事の平均退職手当額：18,852,301 円と同程度の水準となるよう、支給割合を「**40%**」に見直してはどうか。

	退職手当額	=	①給料月額	×	②在職月数	×	③支給割合
	23,280,000円	=	970,000円	×	48月	×	<u>1/2</u>
							
財政力指数Dグループの 副知事の平均退職手当額：	≡ 18,854,400円	=	982,000円	×	48月	×	<u>40%</u>
18,852,301円			(改正後)				

(参考) 副知事及び議員の一任期当たりの給与総額

- 給料等の改定、期末手当及び退職手当の見直しを反映すると、一任期当たりの給与総額は以下のとおり。

職 名		給料・報酬 (月額)	期末手当 (年額)	年収	退職手当 (任期满了)	一任期当たり の給与総額	財政規模の 類似団体平均
副知事	現 行 (A)	970,000円	4,074,000円	15,714,000円	23,280,000円	86,136,000円	85,266千円
	改定後 (B)	982,000円	4,983,650円	16,767,650円	18,854,400円	85,925,000円	
	増減 (B-A)	+ 12,000円	+ 909,650円	+ 1,053,650円	▲4,425,600円	▲211,000円	
議 員	現 行 (A)	780,000円	3,276,000円	12,636,000円	—	50,544,000円	53,424千円
	改定後 (B)	790,000円	4,009,250円	13,489,250円	—	53,957,000円	
	増減 (B-A)	+ 10,000円	+ 733,250円	+ 853,250円	—	+ 3,413,000円	
議 長	現 行 (A)	970,000円	4,074,000円	15,714,000円			
	改定後 (B)	982,000円	4,983,650円	16,767,650円			
	増減 (B-A)	+ 12,000円	+ 909,650円	+ 1,053,650円			
副議長	現 行 (A)	870,000円	3,654,000円	14,094,000円			
	改定後 (B)	881,000円	4,471,074円	15,043,074円			
	増減 (B-A)	+ 11,000円	+ 817,074円	+ 949,074円			

本県特別職の報酬等に係る改定試案の総括及び改定時期

(1) 給料・報酬（令和9年1月1日施行）

職 名	現 行 (A)	改定後 (B)	増減 (B-A)
知 事	1,240,000円	1,256,000円	+ 16,000円
副知事・議長	970,000円	982,000円	+ 12,000円
副 議 長	870,000円	881,000円	+ 11,000円
議 員	780,000円	790,000円	+ 10,000円

(2) 期末手当（令和9年4月1日施行）

職 名	現 行		改定後		増減 (B-A)
	加算割合	期末手当額(A)	加算割合	期末手当額(B)	
知 事	20%	5,208,000円	45%	6,374,200円	+ 1,166,200円
副知事・議長	20%	4,074,000円	45%	4,983,650円	+ 909,650円
副 議 長	20%	3,654,000円	45%	4,471,074円	+ 817,074円
議 員	20%	3,276,000円	45%	4,009,250円	+ 733,250円

(3) 退職手当（令和9年4月1日施行）

職 名	現 行		改定後		増減 (B-A)
	支給割合	退職手当額(A)	支給割合	退職手当額(B)	
知 事	2/3	39,679,999円	55%	33,158,400円	▲6,521,599円
副 知 事	1/2	23,280,000円	40%	18,854,400円	▲4,425,600円